

市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 わち としゆき
和智 俊幸 (男)
- 2 年 齢 63歳
- 3 所 属 嘉麻市立碓井義務教育学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和7年7月30日
- 6 処分の程度 免職

7 処分の理由

被処分者は、令和7年5月16日(金)午後9時30分頃、飯塚市の駐車場に駐車し、飲食店で午後9時30分頃から午後10時35分頃までの間、生ビール(約300ml)を1杯、ハイボールを1杯、焼酎ロックを3杯飲酒した。

その後、スナックに移動し、午後10時40分頃から翌17日(土)午前0時頃までの間、焼酎水割りを3杯、ウイスキーロックを1杯飲酒した。

さらに、別のスナックで、午前0時15分頃から午前2時過ぎ頃までの間、ウイスキーロックを3杯以上飲酒した。

同日午前2時30分頃に同駐車場に戻り、午前6時50分過ぎ頃まで車内で寝た後、午前7時20分頃、自家用車を運転して駐車場を出た。約300m走行後、警察から職務質問を受け、呼気からアルコール(呼気1Lあたり0.4mg)が検出され、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕された。

被処分者は、同年6月25日(水)に道路交通法違反で罰金30万円の略式命令を受けた。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。